

基本的な考え方

搭乗型移動支援ロボットのガイド付きのツアーについては、これまでの実証実験によって一定程度の安全性が確認されたことを踏まえ、道路使用許可を不要とする特例措置を設けることを検討

新たなモビリティに係る交通ルールの整備

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、次の車を新しく定義し、歩行者相当の交通ルールを適用（公布から1年以内に施行）

① 移動用小型車

人の移動の用に供するための原動機を用いる小型の車（遠隔操作により通行させることができるものを除く。）であって、車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもののうち、身体障害者用の車以外のもの

② 身体障害者用の車

身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための車（原動機を用いるものにあっては、内閣府令で定める基準に該当するものに限り、遠隔操作により通行させることができるものを除く。）

③ 遠隔操作型小型車

人又は物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であって遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ、内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているもの